

○石狩川流域下水道組合議会公印規程

制 定 昭和61年3月31日 議会訓令第1号
改 正 平成21年3月25日 議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 本組合議会の公印については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(公印)

第2条 公印は、議長名をもって発する公文書に用いる印章をいう。

(種類)

第3条 公印の名称、書体、寸法及び管守箇所等は、別表のとおりとする。

(公印管守責任者)

第4条 公印の管守責任者は、管守箇所の長とする。

(保管)

第5条 公印の保管については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 勤務時間中は、前条に定める公印管守責任者が保管するものとする。

(2) 勤務時間外は、所定の印箱に収納し施錠設備のある金庫等に保管するものとする。

(登録)

第6条 事務局長は、公印台帳(別記様式)を備えて、公印を登録しなければならない。

2 事務局長は、毎年1回以上公印を前項の規定による公印台帳と照合しなければならない。

(使用)

第7条 公印は、公文書発送等決裁後でなければこれを使用してはならない。ただし、事前に決裁を要しない軽易なものについてはこの限りでない。

(製作、改刻、廃棄)

第8条 公印を製作、改刻又は廃棄しようとするときは、事務局長に合議しなければならない。

(紛失、き損)

第9条 公印管守責任者は、公印を紛失又はき損したときは、ただちに事務局長に届け出なければならない。

(処分)

第10条 公印が磨滅、き損等により使用に堪えなくなったときは廃棄するものとし、事務局長がこれを焼却処分しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年11月30日から適用する。

附 則 (平成21年3月25日議会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

名 称	書 体	寸 法	管守箇所	使 用 範 囲
石狩川流域下水道組合 議 会 議 長 印	古 印 体	正方形 ミリメートル 21×21	組合事務局	一般公文書等

別記様式（第6条関係）

登録番号	登録年月日	名 称	印 影	材質	管守箇所	備 考

年月日								
照合印								